



## 税務情報

### 経済産業省 — 賃上げ促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集の再改訂

経済産業省は、2022 年度税制改正後の賃上げ促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集について、7 月 1 日に改訂版を公表したところですが<sup>(\*)</sup>、7 月 6 日、再度改訂を行いました。

<sup>(\*)</sup> 7 月 1 日改訂版の概要は、[e-Tax News No.264 「経済産業省 — 賃上げ促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集の改訂」](#) (2022 年 7 月 4 日発行) でお知らせしています。

#### ■ [大企業向け「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック \(令和 4 年 7 月 6 日公表版\)](#) (PDF 2,248KB)

今回の改訂では、7 月中に公表予定とされていた、マルチステークホルダー方針を公表した旨の経済産業大臣への届出方法が明らかにされています。(P.12)

- 経済産業大臣への届出は、原則、申請ウェブサイト「gBiz FORM」内の「小規模手続のオンライン申請・届出」でのみ受け付けられているが、申請ウェブサイト「gBiz FORM」の利用にあたっては、まず政府共通認証基盤「gBiz ID」における「gBizID プライム」のアカウント作成が必要とされている。(本ページにはそのアカウント作成マニュアルやアカウント申請フォームのリンクが掲載されています。)
- アカウント作成後、以下のウェブサイトから届出を行うことになる。  
[「経済産業省 小規模手続のオンライン申請・届出」](#)

#### ■ [大企業向け「賃上げ促進税制」よくある御質問 Q&A 集 \(令和 4 年 7 月 6 日公表版\)](#) (PDF 615KB)

Q&A 集の改訂版には、上記ガイドブックと同様の改訂内容が反映されています。(Q&A39)

**KPMG 税理士法人**

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)

[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.